

# けやきネット

## 利用者登録のご案内（第18版）

世田谷区公共施設利用案内システム「けやきネット」は、区民の方々がグループ活動をする際に、世田谷区内の集会施設、公園施設、スポーツ施設、学校開放施設などをご利用いただくためのシステムです。

施設のご予約は、パソコン・スマートフォン等から「けやきネット」にアクセスして行うことができます。また、施設を使用した料金は、ご指定の金融機関から口座振替またはコンビニ払いによりお支払いができます。

ご利用にあたっては、以下の内容により、利用者登録の手続きをお願いします。

### もくじ

1	利用者登録 .....	1～5
2	施設利用について .....	6～8
3	施設一覧 .....	9、10
4	利用目的別利用可能施設一覧.....	11～17
5	集会施設マップ .....	18
6	公園・スポーツ・学校開放施設マップ .....	19
7	利用者登録や施設利用にあたって .....	20、21
8	けやきネット申請書の記入例等 .....	22～24
	施設についてのお問い合わせ先一覧 .....	裏表紙

※本誌は、令和6年4月現在の内容です。掲載内容が変更となる可能性がありますので、最新情報は区ホームページ、けやきネットホームページ、または各お問い合わせ先にてご確認ください。

「けやきネット」についてのお問い合わせ先

「けやきネット」サービスセンター

ご利用時間 9：00～22：00（年中無休）

 **03-5430-0172**

# 1 利用者登録

## (1) 利用者登録の種類と要件

次の要件を備えた団体が利用者登録を行うことができます。ただし、本ページ下部の《利用者登録をお断りする主な項目》に該当する場合は利用者登録ができません。

### 一般団体

- 構成員が5人以上であること（ご利用いただく全ての方の登録が必要です。）
- 構成員の半数以上が世田谷区内在住者か在勤者か在学者であること
- 施設使用の責任及び区民施設使用料、施設利用料金の支払い義務を負える18歳以上の方を代表者とする
- 原則として世田谷区内在住の方を代表者とする

### テニスグループ

- 構成員が2人以上4人以下であること（ご利用いただく全ての方の登録が必要です。）
- 構成員の2人以上が世田谷区内在住者か在勤者か在学者であること
- 施設使用の責任及び区民施設使用料、施設利用料金の支払い義務を負える18歳以上の方を代表者とする
- 原則として世田谷区内在住の方を代表者とする

※5人以上の構成員でテニスを行う場合は、一般団体として登録してください。

※テニスグループで利用できる施設は、世田谷・羽根木・玉川野毛町公園、総合運動場、大蔵第二運動場、リコー砦総合運動場、第一生命相模園の「テニスコート」です。

※学校施設の「テニスコート」を利用する場合は、一般団体として登録してください。

※「構成員の半数以上が区内在住者」である一般団体、または、「構成員の2人以上が区内在住者」であるテニスグループに限り、施設の抽選申込を行うことができます。  
(6、7ページ参照)

### 《利用者登録をお断りする主な項目》

- 営利を目的とする場合
- 予約を他の団体に譲り渡すことを目的とする場合
- 重複登録の場合
- 抽選申込の当選確率を上げることを目的とする場合
- 不特定多数で利用する場合（登録した構成員の方々での利用となります）
- 他の利用者の迷惑となるような活動をする場合 など

※詳しくは、20、21ページをご覧ください。

## (2) 利用者登録の方法

「電子申請」または「紙申請」により登録手続きができます。

### ■電子申請（オンラインでの手続き）

#### 1. けやきネットで利用者情報を申請

【けやきネット】

<https://setagaya.keyakinet.net/Web/>



「利用者登録申請」を選択し、申請フォームに利用者全員の情報を入力してください。

初めての方・これから登録される方

 **利用者登録申請**

※システム上で入力できる構成員は20名までです。それ以上の構成員は、任意の様式に構成員情報を記載の上、以下「2. 代表者の本人確認資料の提出」と合わせてLoGoフォームにアップロードして提出してください。

#### 2. 代表者の本人確認資料の提出

【LoGo フォーム 本人確認資料提出用】

<https://logofom.jp/form/JqMJ/361632>



代表者の氏名・住所・生年月日の分かる本人確認資料（運転免許証や健康保険証など）の写真をアップロードして申請してください。

#### 3. 口座振替の手続き（任意）

※手続きの詳細は、3ページ「(4) 使用料等の納付」をご確認ください。

※コンビニ払いの場合は手続き不要です。

### ■紙申請（窓口・郵送等での手続き）

**提出資料** ①利用者登録申請書（名簿含む）

※申請書は5ページに記載の配布先で受け取ることができるほか、区ホームページからダウンロードすることもできます。

※団体構成員は、施設を使用する全員の名簿を提出してください。

②代表者の本人確認資料（運転免許証や健康保険証など）

③口座振替依頼書（任意）

※手続きの詳細は、3ページ「(4) 使用料等の納付」をご確認ください。

※コンビニ払いの場合は手続き不要です。

**提出先** 5ページの「(5) 申請書類の配布と受付の窓口」を参照ください。

### (3) 利用者登録の有効期限及び更新の手続きについて

けやきネットの登録の有効期間は2年間です。新規登録料として1団体あたり1,500円をご負担いただきます。有効期限満了後も引き続きけやきネットをご利用になる場合は更新手続きが必要となり、更新料として1団体あたり1,000円をご負担いただきます。有効期限日後に他の施設使用料等とともに、ご指定の支払い方法で請求させていただきます。

更新手続きは、有効期限日の半年前から行うことができます。新規登録時と同様に、電子申請または紙申請のいずれかの方法により手続きができます。登録内容（代表者の変更、構成員の加入・脱退・住所）に変更がある場合は、必ず最新の状態に更新してください。代表者の変更や代表者の住所、氏名変更がある場合は、別途、本人確認資料の提出が必要です。提出方法は2ページの「(2) 利用者登録の方法」を参照ください。

### (4) 使用料等の納付

けやきネットでご利用の施設使用料は、口座振替またはコンビニ払いによりお支払いができます。口座振替依頼書の作成・提出には、下記の方法があります。口座振替依頼書の提出がない場合は、コンビニ払いになります。

#### ① 電子申請で行う場合（プリント機器が必要です）

電子申請で口座情報を登録後、口座振替依頼書をダウンロードして印刷し、押印のうえ、指定口座の金融機関に提出してください。

※ゆうちょ銀行(郵便局)は電子申請不可。

#### ② 紙申請で行う場合

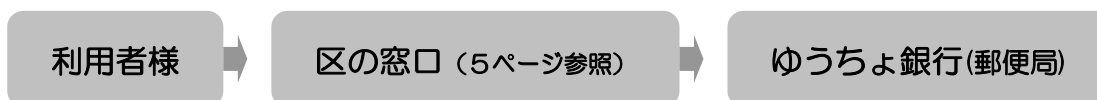
5ページの「(5) 申請書類の配布と受付の窓口」に掲載の各窓口で受け取ることができる専用の「口座振替依頼書」を使った申請になります。

「ゆうちょ銀行(郵便局)」と「金融機関 [ゆうちょ銀行(郵便局)以外]」とでは手続きが異なります。

#### ●ゆうちょ銀行(郵便局)

記入・押印した口座振替依頼書を、区の窓口（5ページ参照）へご提出ください。

（①で出力できません。）



#### ●金融機関 [ゆうちょ銀行(郵便局)以外]

記入・押印した口座振替依頼書を、まずは金融機関に提出し、1枚目の金融機関処理欄に承諾印をもらい、1枚目を区の窓口（5ページ参照）へご提出ください。2枚目は利用者様の控え、3枚目と4枚目は金融機関での保管となります。



※承諾印をもらう手続きを金融機関の窓口で行う場合は、「口座振替依頼書」、「預金通帳」、「届出印」を持参してください。金融機関によっては口座開設店のみの受付となる場合があります。また、窓口ではなくインターネットと郵便で手続きする場合がありますので、詳細は事前に該当の金融機関へご確認ください。

### ③ 支払い期限（引き落とし日）

施設使用料は原則後払いです。使用料の支払通知書を偶数月の中旬に代表者または送付先に送付しますので、以下の期限で納付してください。

※施設使用料の明細（利用施設、利用時間、キャンセル、登録料等）は、「けやきネット」ホームページで、1年分を確認することができます。

対象施設	支払い期限（引き落とし日）
総合運動場 大蔵第二運動場 二子玉川緑地運動場 千歳温水プール	<u>偶数月の26日</u> （例）4月と5月利用分は6月26日 ※金融機関休業日に当たる場合は翌営業日
上記以外	<u>偶数月の末日</u> （例）4月と5月利用分は6月末日 ※金融機関休業日に当たる場合は翌営業日

#### 【口座振替の場合】

※引落日前日までに指定口座へ入金をお願いします。

※口座振替の場合、受領書等の発行はしていませんのでご了承ください。

※口座振替による引き落としができなかった場合は、コンビニ払いとなります。けやきネットの「支払履歴・請求予定照会」から支払番号を取得して指定のコンビニでお支払いください。

#### 【コンビニ払いの場合】

※支払い期限までに指定のコンビニでお支払いください。

※支払い期限を過ぎた場合は、支払通知書に記載の支払番号は利用できません。けやきネットの「支払履歴・請求予定照会」から最新の支払番号を取得してお支払いください。

### ④ その他

※総合運動場、大蔵第二運動場、二子玉川緑地運動場、千歳温水プールの利用料金は、利用日当日に窓口でお支払いいただくこともできます。

※支払い期限を過ぎてもお支払いがない場合は、けやきネットのご利用ができなくなります。また、延滞金が発生することもあります。

## (5) 申請書類の配布と受付の窓口

窓口の一覧は次のとおりです。窓口によって、お受けできる内容が異なります。また、施設ごとの休館日や不規則の休館などもありますので、事前にご確認をお願いします。

※令和6年4月現在の内容です。

窓 口		新規登録	申請書配布
●各総合支所 地域振興課 生涯学習・施設 (世田谷・北沢・玉川・砧・烏山)	平日 8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・ 年末年始は受付不可	○ 即日 登録 可能	○
● 地域行政部 地域行政課 区民施設担当 (区役所西棟)			
●総合運動場 体育館 現地管理事務所 ※総合運動場は、下記の曜日・日時は申請書の配布とお預かりのみとなります。即日登録はできません。 平日 17:00~21:00 土曜・日曜・祝日 6:30~21:00 年末年始 9:00~17:00			
●各区民センター (奥沢・粕谷・鎌田・上北沢・烏山・桜丘・太子堂・代田・玉川台・弦巻・深沢・宮坂) 9:00~22:00 ※施設休館日、年末年始は受付不可		○ 預かり のみ	○
●各まちづくりセンター ※北沢・等々力・成城・烏山を除く	平日 8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・ 年末年始は受付不可	○ 預かり のみ	○
●大蔵第二運動場 フロント 8:30~21:45 ※保守点検日は受付不可		○ 預かり のみ	○
●二子玉川緑地運動場 管理事務所 8:30~16:45 ※年末年始は受付不可		○ 預かり のみ	○
●千歳温水プール 管理事務所 9:00~21:00 ※1月1日~3日は9:00~17:00 ※2月と8月以外の第1月曜日(祝日にあたるときはその翌日)、保守点検時(不定期)、12月29日~31日は受付不可		○ 預かり のみ	○
●世田谷文化生活情報センター 5階生活工房受付 9:00~22:00 ※祝日を除く月曜日・年末年始は配布不可		×	○
●公園有料施設窓口 (世田谷・羽根木・玉川野毛町) <4/1~10/31> 世田谷 8:00~21:00、羽根木・玉川野毛町 8:30~19:00 <11/1~3/31> 世田谷 8:00~21:00 (12/28は8:00~17:00)、 羽根木・玉川野毛町 8:30~17:00 ※年末年始は受付不可		×	○

※窓口での手続きには、時間がかかる場合がございます。時間に余裕をもってお越しください。

※本人確認資料のみ提出する場合は、本人確認資料送付用台紙(24ページ)に貼付して提出してください。

●郵送で申請する場合は次の宛先へお送りください。

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区地域行政部地域行政課けやきネット担当あて

※代表者の氏名、住所、生年月日を確認できる運転免許証、健康保険証など本人確認資料のコピーを同封してください。(ただし、マイナンバーの通知カード、住民票は不可)

●FAXで本人確認資料を送付する場合は次の宛先になります。

けやきネットサービスセンター：FAX 03-5430-0173

## 2 施設利用について

### (1) 予約の方法

予約や予約キャンセルは次のいずれかの方法でお願いします。操作の詳細は「けやきネット」ホームページの「操作方法」を選択し、操作マニュアルをご覧ください。利用日当日、屋外施設における荒天キャンセルについては8ページをご参照ください。

#### ●けやきネット

【ご利用時間】7:00～24:00

パソコン、スマートフォン <https://setagaya.keyakinet.net/Web/>

携帯電話 <https://setagaya.keyakinet.net/Mobile/>



#### ●利用者端末機 区の主要施設に設置 ※設置施設は18、19ページ参照

【ご利用時間】9:00～22:00

※利用者端末機は設置施設の開館時間によりご利用できる時間が異なります。また、施設休館日などにご利用できない日もありますので、各施設にご確認ください。

#### ●けやきネットサービスセンターによる一部代行受付

【ご利用時間】9:00～22:00 ☎03-5430-0172

※パソコン、スマートフォン、携帯電話、利用者端末機をご利用できない団体様向けにサービスセンターで予約等を一部受け付けします。ただし、電話には限りがありますので、できる限りパソコン、スマートフォンや利用者端末機のご利用をお願いします。

### (2) 予約の種類とスケジュール

予約の種類とスケジュールは次のとおりです。団体の種別によって申し込みできる予約やスケジュールが異なります。

#### ①集会施設・公園施設・スポーツ施設 ※テニスコート除く

利用日の2ヶ月前の月の1日から抽選申込開始 例) 4月利用分は2月1日から

#### ②学校開放施設 ※学校のテニスコート含む

利用日の1ヶ月前の月の1日から抽選申込開始 例) 4月利用分は3月1日から

#### ③テニスコート ※学校のテニスコート除く

世田谷・羽根木・玉川野毛町公園、総合運動場、大蔵第二運動場、リコー砦総合運動場、第一生命相娯園のテニスコートは、利用日の2ヶ月前の月の15日から抽選申込開始 例) 4月利用分は2月15日から

#### 団体の種別

	区内在住者団体 ※抽選申込できる	区内在勤・在学者団体 ※抽選申込できない
一般団体	構成員の半数以上が区内在住者	左記を満たさない
テニスグループ	構成員の2人以上が区内在住者	左記を満たさない

①集会施設・公園施設 スポーツ施設 ②学校開放施設	③テニスコート (学校を除く)	備 考
<p>1日～4日 「抽選申込」 月5件まで ※区内在住者団体（一般団体）のみ ※先着順ではありません</p>	<p>15日～18日 「抽選申込」 月5件まで ※区内在住者団体（一般団体）・区内在住者団体（テニスグループ） ※先着順ではありません</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抽選申込ができるのは、主な活動施設（抽選申込施設）で指定した施設のみです。</li> <li>●利用月で5件までです。申込月ではありません。</li> <li>●区内在住者団体（一般団体）は、総合運動場の洋弓場、エアースライフル場、陸上競技場、弓道場と世田谷文化生活情報センターは主な活動施設に指定がなくても抽選申込ができます。</li> </ul>
<p>5日「抽選・確定」</p>	<p>19日「抽選・確定」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンピュータによる自動抽選・確定です。</li> </ul>
<p>6日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」 月10件まで ※区内在住者団体（一般団体）のみ ※先着順</p>	<p>20日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」 月10件まで ※区内在住者団体（一般団体）・区内在住者団体（テニスグループ） ※先着順</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●抽選結果の確認はこの日から行えます。</li> <li>●空き施設予約では主な活動施設（抽選申込施設）で指定した施設以外の予約もできます。</li> <li>●抽選申込・空き施設予約を合わせて、月10件までです。</li> <li>●空き施設予約の初日は12時から受付です。</li> </ul>
<p>12日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」 ※区内在勤・在学者団体（一般団体）はここから ※先着順</p>	<p>26日（12時）～利用日前日 「空き施設予約」 ※区内在勤・在学者団体（一般団体）・区内在勤・在学者団体（テニスグループ）はここから ※先着順</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区内在勤・在学者団体（一般団体）は12日から、区内在勤・在学者団体（テニスグループ）は26日から、空き施設予約を月10件まで申込できます。</li> <li>●空き施設予約の初日は12時から受付です。</li> </ul>
<p>利用日当日 ※システムでは当日予約はできません</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者登録カードを提示し、施設をご利用ください。</li> </ul>

※一部施設は、電話による当日予約を行っています。詳しくは裏表紙の「施設についてのお問い合わせ先一覧」の該当施設の窓口、または、けやきネットサービスセンター（03-5430-0172）にお問い合わせください。

※利用者登録カードは、「けやきネット」ホームページから印刷することができます。

☆早期キャンセルのお願い☆

予約した施設を使用しなくなった場合は、空いている施設を探している利用者のために、速やかにキャンセルしていただくようご協力をお願いします。



### (3) 予約のキャンセル

予約のキャンセルは、けやきネットから前日まで入力することができます。

#### <キャンセル料>

7～6日前	5～3日前	2～1日前	当日
使用料の20%	使用料の50%	使用料の80%	使用料の100%

※抽選申込で当選された予約や空き施設予約でされた予約のうち、ご都合により利用できなくなった予約分は、利用日の8日前までにキャンセルしない場合は、上記のキャンセル料が発生します。

※利用日の当日キャンセルについては、直接施設へご連絡ください。

※無断キャンセルを繰り返した場合、利用停止となる場合があります。

※キャンセル料発生前の期間（利用日の8日以前）にキャンセルされた枠は、翌日の12時から予約ができるようになります。キャンセル料発生期間内（利用日の7日以内）にキャンセルされた枠は、即予約が可能です。

※キャンセル料は、他の使用料等とともに、ご指定の支払い方法で請求いたします。

※ふれあいの家4箇所（松原西、中町、成城、南烏山）については、当日キャンセルの場合のみ、規定の使用料をご指定の支払い方法で請求いたします。

※支払期限を過ぎると、延滞金が発生する場合があります。

### (4) 屋外施設（公園施設・スポーツ施設・学校施設）における天候不良（雨天・猛暑等）を理由としたキャンセルについて

屋外施設についても原則として上記のキャンセル料が発生します。ただし、天候不良の場合は、利用日当日、事前に各施設に直接電話で天候不良によるキャンセルである旨お申し出ください。電話を受けた施設側で無料キャンセルの処理を行います。

※けやきネットでキャンセルを行った場合、上記のキャンセル料が発生しますのでご注意ください。

※利用日当日に電話連絡がない場合、100%のキャンセル料が発生する可能性があります。

※利用日当日、天候不良でないにもかかわらず無断で利用がなかった場合は、100%のキャンセル料が発生します。

※学校施設は学校の警備職員が受付をしますので16時～18時30分（土日祝日等の学校休業日9時～17時（テニスコート(照明付き)の場合は18時30分)）にご連絡ください。ただし、巡回等で電話に出られない場合がありますので、お手数ですが、その場合は時間をずらしておかけ直してください。

### (5) その他

施設の事情により、ご利用できない場合があります。また、施設予約後であっても、選挙や区・学校主催事業、葬祭利用などでご利用できなくなる場合があります。

### 3 施設一覧

ご利用できる施設の一覧です。区内在住者団体（6ページ参照）で抽選申込をする場合は、こちらの一覧から主な活動施設（抽選申込施設）を1つ選んでください。

#### 集会施設

※令和6年4月現在の内容です。

施設種別	地域	施設名			
区民センター	世田谷	桜丘	太子堂	弦巻	宮坂
	北沢	代田			
	玉川	奥沢	玉川台	深沢	
	砧	鎌田			
	烏山	粕谷	上北沢	烏山	
地区会館	世田谷	池尻	上馬	経堂	経堂（別館）
		経堂南	下馬	下馬南	世田谷
		中里	野沢	三宿 ※1	
	北沢	梅丘	北沢	桜上水南	代沢
		代沢東	代田	花見堂	松原
		守山			
	玉川	奥沢	奥沢東	尾山台	上野毛
		九品仏	駒沢	新町	瀬田
		玉堤	等々力	東玉川	深沢
		二子玉川	二子玉川（別館）	用賀	
	砧	宇奈根	大蔵	岡本	喜多見
		喜多見東	砧	祖師谷	千歳台
		船橋			
烏山	上北沢	上祖師谷 ※2	北烏山	給田	
区民集会所	世田谷	池尻	三軒茶屋	下馬	弦巻
		野沢	丸山	若林	
	北沢	大原	北沢	北沢南	下北沢
		新代田	羽根木	松沢	六所橋
	玉川	上野毛	桜新町	中町	野毛
砧	鎌田	砧総合支所	希望丘	祖師谷	
	山野				
烏山	上祖師谷一丁目	寺町通り	八幡山	南烏山	
ふれあいの家		松原西	中町	成城	南烏山
敬老会館		北烏山東			
高齢者集会所		上馬	桜		
その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）				
その他の施設	世田谷文化生活情報センター ※3				

工事等による休館（期間は予定）

※1 令和6年8月下旬～令和7年3月末

※2 令和6年9月～令和7年6月中旬

※3 令和7年1月～3月（ワークショップ室のみ）

## 公園施設

世田谷公園	羽根木公園	玉川野毛町公園
-------	-------	---------

## スポーツ施設

総合運動場	大蔵第二運動場	二子玉川緑地運動場	千歳温水プール
尾山台地域体育館	希望丘地域体育館	北烏山地区体育室	リコー砧総合運動場
J&S フィールド	第一生命相模園テニスコート		

## 学校開放施設

小学校	赤堤	旭	上北沢	烏山
	奥沢	尾山台	喜多見	砧
	烏山北	山野	給田	京西
	砧南	希望丘	駒沢	駒繫
	経堂	九品仏	桜丘	笹原
	桜	桜町	城山	瀬田
	三軒茶屋	下北沢	太子堂	玉川
	世田谷	祖師谷	代沢	代田
	玉堤	多聞	塚戸	弦巻
	千歳	千歳台	中町	中丸
	等々力	中里	東玉川	東深沢
	八幡山	二子玉川	船橋	松丘
	深沢	松原	三宿	武蔵丘
	松沢	八幡	山崎	池之上
	明正	芦花	若林	池尻
	用賀	池尻2丁目体育館※1	八幡山小地域体育館	
中学校	梅丘	奥沢	尾山台	上祖師谷
	烏山	北沢	喜多見	砧
	砧南	駒沢	駒留	桜丘
	桜木	瀬田	世田谷	太子堂
	玉川	千歳	弦巻	東深沢
	深沢	富士	船橋希望	松沢
	三宿	緑丘	八幡	用賀
	芦花			

※1 「池尻小第2体育館」は令和6年4月より「池尻2丁目体育館」に名称が変わりました。

こちらの一覧に記載のない施設でも、施設の予約等にあたって、けやきネットの利用者登録が必要な場合があります。詳しくは、ご利用の施設へお問い合わせください。

## 4 利用目的別利用可能施設一覧

利用目的別の利用可能施設の一覧です。施設内のすべての室場(部屋)で、一覧の利用目的に沿った利用ができるわけではありません。詳細は、登録時にお渡しする「けやきネットガイドブック」をご覧ください。(「けやきネットガイドブック」はホームページからダウンロードすることもできます。)

※各施設の付帯設備(囲碁・将棋セット、ステレオセット、防音設備、茶室、料理講習室、スポーツ施設の設備の有無)や、その他詳細は裏表紙に記載のお問い合わせ先へご確認ください。

※令和6年4月現在の内容です。

利用目的	施設種別	利用可能施設
<b>社交ダンス (音量大)</b> ※ヒールカバーまたはスニーカーの着用が義務付けられています。また、床、シューズにはワックス等を使用しないでください。	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、希望丘地域体育館、千歳温水プール
	小学校	八幡山小地域体育館
<b>社交ダンス (音量小)</b> ※ヒールカバーまたはスニーカーの着用が義務付けられています。また、床、シューズにはワックス等を使用しないでください。	区民センター	全館(奥沢を除く)
	地区会館	池尻、上馬、経堂地区会館別館、経堂南、下馬、下馬南、中里、野沢、梅丘、北沢、桜上水南、代沢東、松原、守山、奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢、新町、瀬田、玉堤、等々力、東玉川、二子玉川地区会館別館、用賀、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋、上北沢
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、下馬、弦巻、野沢、下北沢、新代田、松沢、上野毛、桜新町、中町、野毛、用賀、希望丘、祖師谷、山野、上祖師谷一丁目、八幡山
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、希望丘地域体育館、千歳温水プール
	小学校	全校(代田を除く)、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館 ※シューズカバーをご使用ください。
<b>ジャズダンス (音量大)</b> ※施設によっては上履きが必要となります。また、床、シューズにはワックス等は使用しないでください。	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	八幡山小地域体育館
<b>ジャズダンス (音量小)</b> ※施設によっては上履きが必要となります。また、床、シューズにはワックス等は使用しないでください。	区民センター	全館(奥沢を除く)
	地区会館	池尻、上馬、経堂地区会館別館、経堂南、下馬南、梅丘、北沢、桜上水南、代沢、代沢東、代田、花見堂、松原、守山、奥沢東、尾山台、上野毛、駒沢、新町、玉堤、二子玉川地区会館別館、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋、上北沢、上祖師谷
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、下馬、野沢、下北沢、新代田、松沢、鎌田、希望丘、祖師谷、山野、上祖師谷一丁目、八幡山
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校(代田を除く)、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館 ※シューズカバーをご使用ください。
<b>バレエダンス (音量大)</b>	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、玉川台、深沢
	地区会館	奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢
	区民集会所	桜新町
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	八幡山小地域体育館

利用目的	施設種別	利用可能施設
バレエダンス (音量小)	区民センター	全館
	地区会館	池尻、上馬、経堂、経堂地区会館別館、経堂南、下馬、下馬南、世田谷、中里、野沢、梅丘、北沢、桜上水南、代沢、代沢東、代田、花見堂、松原、守山、奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢、新町、瀬田、玉堤、等々力、東玉川、二子玉川地区会館別館、用賀、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見、砧、祖師谷、千歳台、船橋、上北沢、上祖師谷、給田
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、下馬、弦巻、野沢、丸山、下北沢、新代田、松沢、上野毛、桜新町、中町、用賀、鎌田、希望丘、祖師谷、山野、上祖師谷一丁目、八幡山
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校（代田を除く）、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
	中学校	全校
その他ダンス (音量大) ※施設によっては上履きが必要となります。また、床、シューズにはワックス等は使用しないでください。	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、玉川台、深沢
	地区会館	奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢
	区民集会所	桜新町
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	八幡山小地域体育館
	中学校	全校
その他ダンス (音量小) ※施設によっては上履きが必要となります。また、床、シューズにはワックス等は使用しないでください。	区民センター	全館（奥沢を除く）
	地区会館	池尻、上馬、経堂、経堂地区会館別館、経堂南、下馬、下馬南、世田谷、中里、野沢、梅丘、北沢、桜上水南、代沢、代沢東、代田、花見堂、松原、守山、奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢、新町、瀬田、玉堤、等々力、東玉川、二子玉川地区会館別館、用賀、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋、上北沢、上祖師谷、給田
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、下馬、弦巻、野沢、丸山、下北沢、新代田、松沢、上野毛、桜新町、中町、野毛、用賀、鎌田、希望丘、祖師谷、山野、上祖師谷一丁目、八幡山
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校（代田を除く）、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
	中学校	全校
軽体操 (音量大)	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、粕谷
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	八幡山小地域体育館
軽体操 (音量小)	区民センター	全館
	地区会館	池尻、上馬、経堂、経堂地区会館別館、経堂南、下馬、下馬南、世田谷、中里、野沢、三宿、梅丘、北沢、桜上水南、代沢、代沢東、代田、花見堂、松原、奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢、新町、瀬田、玉堤、等々力、東玉川、二子玉川地区会館別館、用賀、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋、上北沢、上祖師谷、給田
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、下馬、弦巻、野沢、丸山、若林、北沢、下北沢、新代田、松沢、六所橋、上野毛、桜新町、中町、用賀、鎌田、砧総合支所、希望丘、祖師谷、山野、八幡山
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校	
ヨガ・気功 (音量大)	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、粕谷
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	八幡山小地域体育館
ヨガ・気功 (音量小)	区民センター	全館
	地区会館	全館（守山を除く）
	区民集会所	全館（羽根木を除く）
	ふれあいの家	松原西、成城
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校	

利用目的	施設種別	利用可能施設
柔道	スポーツ施設	総合運動場、希望丘地域体育館
	小学校	池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
	中学校	烏山、喜多見、砧南、桜丘、瀬田、太子堂、玉川、千歳、東深沢、緑丘、用賀
剣道	区民センター	桜丘、弦巻、宮坂、深沢
	地区会館	経堂南
	区民集会所	野沢、新代田
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校（代田を除く）、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校	
空手	区民センター	全館（太子堂、奥沢、烏山を除く）
	地区会館	上馬、経堂南、奥沢東、尾山台、上野毛、駒沢、宇奈根、岡本、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台
	区民集会所	野沢、新代田、希望丘、祖師谷
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校	
少林寺拳法	区民センター	全館（太子堂、奥沢、烏山を除く）
	地区会館	上馬、経堂南、奥沢東、尾山台、上野毛、駒沢、宇奈根、岡本、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台
	区民集会所	野沢、新代田、希望丘、祖師谷
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校	
太極拳（音量大）	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、粕谷
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
太極拳（音量小）	小学校	八幡山小地域体育館
	区民センター	全館（奥沢を除く）
	地区会館	全館
	区民集会所	全館（羽根木を除く）
	高齢者集会所	上馬
スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール	
小学校	全校、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館	
中学校	全校	
その他武道	区民センター	全館（太子堂、奥沢、烏山を除く）
	地区会館	上馬、経堂南、尾山台、宇奈根、岡本、砧、祖師谷、千歳台
	区民集会所	野沢、新代田、希望丘、祖師谷
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校	
卓球	区民センター	全館（奥沢、上北沢を除く）
	地区会館	池尻、上馬、下馬、守山、奥沢東、尾山台、九品仏、駒沢、新町、瀬田、玉堤、東玉川、用賀、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋
	区民集会所	池尻、新代田、松沢、鎌田、希望丘、祖師谷、山野
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館、北烏山地区体育室、千歳温水プール
	小学校	全校（希望丘、代沢、塚戸、深沢、武蔵丘を除く）、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校（桜木、世田谷、富士を除く）	
バスケットボール（大人）	区民センター	宮坂
	地区会館	守山
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館
小学校	池尻、烏山、烏山北、砧南、駒繫、桜町、桜丘、笹原、祖師谷、太子堂、玉川、塚戸、中町、二子玉川、松丘、明正、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館	
中学校	全校	
バスケットボール（少年）	地区会館	守山
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館
	小学校	全校（京西、代田、東玉川、八幡、山崎を除く）、八幡山小地域体育館
中学校	全校	
バレーボール	区民センター	宮坂
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館
	小学校	全校（代田、中町、東玉川、八幡を除く）、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
中学校	全校	

利用目的	施設種別	利用可能施設
バドミントン	区民センター	宮坂
	地区会館	守山
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館
	小学校	全校（京西、代田を除く）、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館
フットサル	中学校	全校
	スポーツ施設	総合運動場、希望丘地域体育館
	小学校	桜丘、池尻2丁目体育館 ※学校によってはゴールがない所があります。（専用ボールを使用してください。）
フットサル	中学校	玉川、千歳、東深沢、富士 ※学校によってはゴールがない所があります。（専用ボールを使用してください。）
	エアライフル	スポーツ施設
その他 屋内スポーツ	区民センター	宮坂
	地区会館	守山
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、尾山台地域体育館、希望丘地域体育館
	小学校	全校（給田を除く）、池尻2丁目体育館、八幡山小地域体育館 ※条件によってはご利用になれない場合もあります。
水泳	中学校	※代田、東玉川、八幡はボールを使用する種目は不可。
	中学校	全校 ※条件によってはご利用になれない場合もあります。
テニス	スポーツ施設	総合運動場、千歳温水プール
	公園施設	世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園
	スポーツ施設	総合運動場、大蔵第二運動場、リコー砧総合運動場、第一生命相模園テニスコート
軟式野球（大人）	中学校	烏山、砧、砧南、桜丘、瀬田、玉川、深沢、三宿、用賀、芦花
	公園施設	世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園
	スポーツ施設	総合運動場、二子玉川緑地運動場、J&S フィールド
軟式野球（少年）	中学校	上祖師谷、砧、瀬田、千歳、弦巻、三宿、緑丘、用賀、芦花
	公園施設	世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園
	スポーツ施設	総合運動場、二子玉川緑地運動場、J&S フィールド
	小学校	千歳台、松沢、山野 ※原則としてスパイクの使用はできません。
硬式野球 （リトル）	中学校	梅丘、奥沢、尾山台、上祖師谷、北沢、喜多見、砧南、駒沢、駒留、桜丘、桜木、世田谷、太子堂、玉川、千歳、弦巻、東深沢、深沢、富士、船橋希望、松沢、緑丘、八幡、用賀 ※原則としてスパイクの使用はできません。
	スポーツ施設	総合運動場、J&S フィールド
	公園施設	世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園
ソフトボール	スポーツ施設	総合運動場、二子玉川緑地運動場、J&S フィールド
	中学校	上祖師谷、砧、桜丘、瀬田、千歳、弦巻、三宿、緑丘、用賀、芦花 ※原則としてスパイクの使用はできません。
	公園施設	世田谷公園
サッカー（大人）	スポーツ施設	二子玉川緑地運動場、J&S フィールド
	中学校	上祖師谷、桜丘、千歳、弦巻、緑丘、用賀 ※原則としてスパイクの使用はできません。
	公園施設	世田谷公園
サッカー（少年）	スポーツ施設	二子玉川緑地運動場、J&S フィールド
	小学校	千歳台、松沢、山野 ※原則としてスパイクの使用はできません。
	中学校	梅丘、奥沢、尾山台、上祖師谷、北沢、喜多見、砧南、駒沢、駒留、桜丘、桜木、世田谷、太子堂、玉川、千歳、弦巻、東深沢、深沢、富士、船橋希望、松沢、緑丘、八幡、用賀 ※原則としてスパイクの使用はできません。
サッカー練習のみ	小学校	笹原
ラグビー	スポーツ施設	二子玉川緑地運動場
ラクロス	スポーツ施設	二子玉川緑地運動場
陸上競技	スポーツ施設	総合運動場
和弓	スポーツ施設	総合運動場
アーチェリー	スポーツ施設	総合運動場
その他 屋外スポーツ	スポーツ施設	総合運動場、二子玉川緑地運動場、J&S フィールド
運動会	スポーツ施設	総合運動場

利用目的	施設種別	利用可能施設
会議・学習会	区民センター	全館
	地区会館	全館
	区民集会所	全館
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	その他	世田谷文化生活情報センター
	スポーツ施設	総合運動場、千歳温水プール
	小学校	池尻、烏山北、祖師谷、玉川、塚戸、船橋、松丘、明正、八幡、池尻2丁目体育館
中学校	奥沢、北沢、駒留、瀬田、玉川、弦巻、東深沢、松沢、三宿、緑丘、用賀、芦花	
俳句・詩歌	区民センター	全館
	地区会館	全館
	区民集会所	全館
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	その他	世田谷文化生活情報センター
	小学校	池尻、烏山北、祖師谷、玉川、塚戸、船橋、松丘、明正、八幡、池尻2丁目体育館
	中学校	奥沢、北沢、駒留、瀬田、玉川、弦巻、東深沢、松沢、三宿、緑丘、用賀、芦花
手芸	区民センター	全館
	地区会館	全館
	区民集会所	全館
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	その他	世田谷文化生活情報センター
	スポーツ施設	千歳温水プール
	小学校	池尻、烏山北、祖師谷、玉川、塚戸、船橋、松丘、明正、八幡、池尻2丁目体育館
中学校	奥沢、北沢、駒留、瀬田、玉川、弦巻、東深沢、松沢、三宿、緑丘、用賀、芦花	
華道	区民センター	全館
	地区会館	全館
	区民集会所	全館
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	スポーツ施設	千歳温水プール
	小学校	池尻、烏山北、祖師谷、玉川、塚戸、船橋、松丘、明正、八幡
	中学校	奥沢、北沢、駒留、瀬田、玉川、弦巻、東深沢、松沢、三宿、緑丘、用賀、芦花
囲碁・将棋	区民センター	全館
	地区会館	全館
	区民集会所	全館（砧総合支所、山野を除く）
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	スポーツ施設	千歳温水プール
	小学校	池尻、烏山北、祖師谷、玉川、塚戸、船橋、松丘、明正、八幡、池尻2丁目体育館
	中学校	奥沢、北沢、駒留、瀬田、玉川、弦巻、東深沢、松沢、三宿、緑丘、用賀、芦花
健康麻雀	区民センター	全館
	地区会館	池尻、上馬、経堂、経堂地区会館別館、経堂南、下馬、下馬南、世田谷、中里、野沢、三宿、梅丘、北沢、桜上水南、代沢、代沢東、代田、花見堂、松原、守山、奥沢、奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢、新町、瀬田、玉堤、等々力、東玉川、深沢、二子玉川地区会館、二子玉川地区会館別館、用賀、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋、上北沢、上祖師谷、給田
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、下馬、弦巻、野沢、丸山、若林、大原、北沢、北沢南、下北沢、新代田、羽根木、松沢、六所橋、上野毛、桜新町、中町、野毛、用賀、鎌田、希望丘、祖師谷、寺町通り



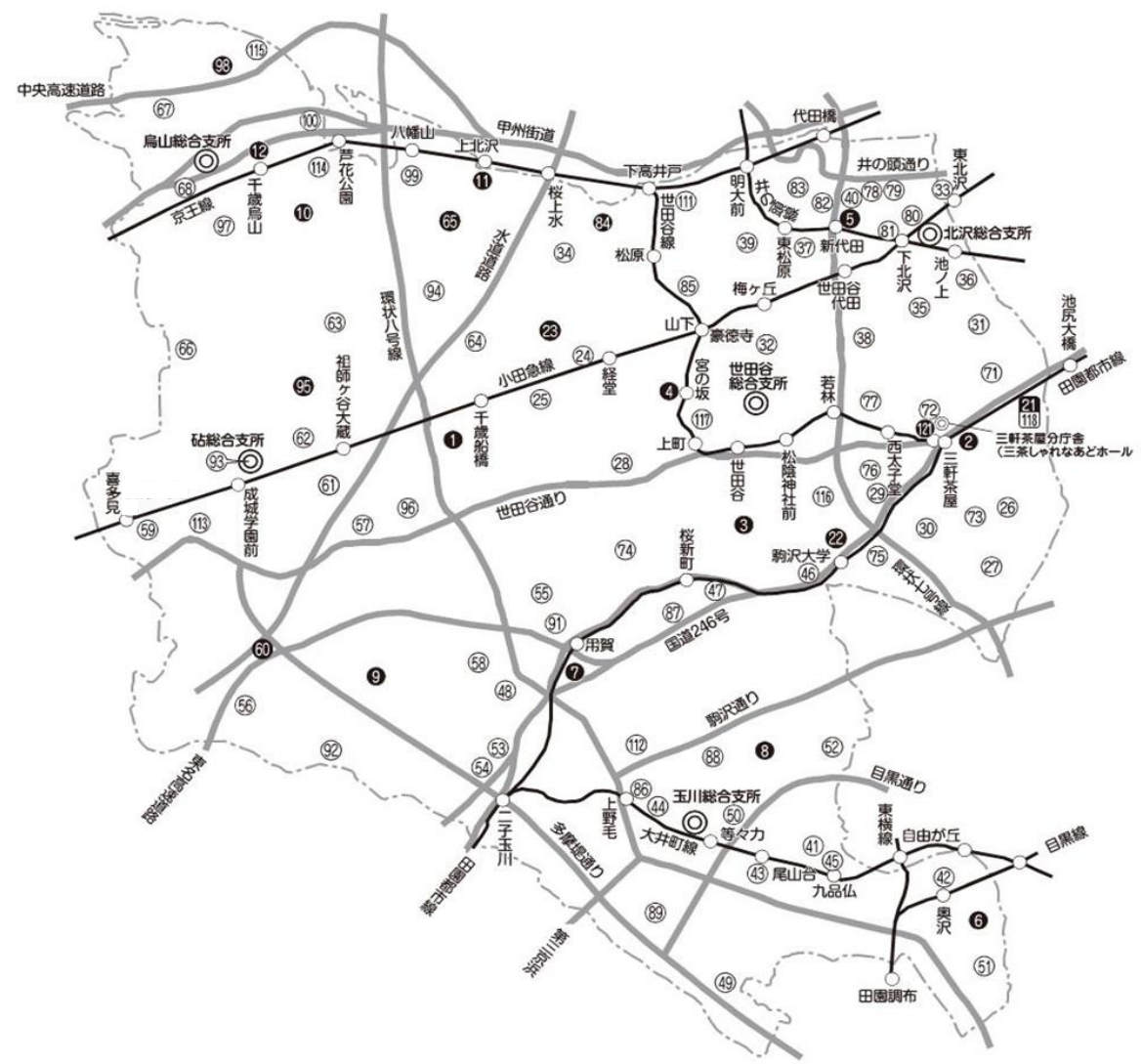
利用目的	施設種別	利用可能施設
茶道	区民センター	全館（奥沢、深沢を除く）
	地区会館	上馬、経堂、下馬南、世田谷、野沢、北沢、代沢、松原、駒沢、瀬田、等々力、二子玉川、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋
	区民集会所	中町、野毛、鎌田、希望丘、祖師谷
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	公園施設	羽根木公園
	中学校	駒留、玉川、弦巻
絵画	区民センター	全館
	地区会館	全館
	区民集会所	全館（新代田を除く）
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	その他	世田谷文化生活情報センター
書道	区民センター	全館
	地区会館	全館
	区民集会所	全館（新代田を除く）
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	その他	世田谷文化生活情報センター
料理講習	区民センター	桜丘、弦巻、代田、深沢、鎌田、粕谷、上北沢、烏山
	地区会館	上馬、下馬南、世田谷、北沢、代沢、花見堂、守山、奥沢、二子玉川、上北沢
	区民集会所	砧総合支所
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	その他	世田谷文化生活情報センター
展示	その他	世田谷文化生活情報センター
日本舞踊 （音量大）	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、粕谷
	地区会館	上馬
	高齢者集会所	上馬
	スポーツ施設	千歳温水プール
日本舞踊 （音量小）	区民センター	全館
	地区会館	全館（経堂地区会館別館、二子玉川地区会館別館を除く）
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、下馬、弦巻、野沢、丸山、若林、大原、北沢、下北沢、新代田、松沢、六所橋、上野毛、桜新町、中町、野毛、用賀、鎌田、砧総合支所、希望丘、祖師谷、山野、寺町通り、八幡山、南烏山
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	スポーツ施設	千歳温水プール
合唱・コーラス （音量大）	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、粕谷
	地区会館	上馬
	高齢者集会所	上馬
合唱・コーラス （音量小）	区民センター	全館（奥沢を除く）
	地区会館	池尻、上馬、経堂、経堂南、下馬、下馬南、世田谷、中里、野沢、梅丘、北沢、花見堂、松原、守山、奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢、新町、瀬田、玉堤、等々力、東玉川、二子玉川地区会館別館、用賀、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、船橋、上北沢、上祖師谷、給田
	区民集会所	三軒茶屋、下馬、弦巻、野沢、丸山、下北沢、新代田、松沢、上野毛、桜新町、中町、用賀、鎌田、砧総合支所、希望丘、祖師谷、山野
	ふれあいの家	松原西、中町、成城、南烏山
	敬老会館	北烏山東
	高齢者集会所	上馬、桜
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	小学校 中学校	池尻、桜丘、千歳、八幡山、松沢、池尻2丁目体育館 喜多見

利用目的	施設種別	利用可能施設
<b>楽器練習 (80db以上)</b> ※多少の防音を要する楽器練習。完全な防音設備はありません。和太鼓等特に大きな音の出る楽器については施設にご相談ください。	区民センター	弦巻、宮坂、代田、粕谷
	地区会館	上馬
	小学校	池尻2丁目体育館
<b>楽器練習 (80db未満)</b> ※多少の防音を要する楽器練習。完全な防音設備はありません。	区民センター	全館（奥沢を除く）
	地区会館	池尻、上馬、経堂南、下馬、下馬南、中里、花見堂、松原、守山、奥沢東、尾山台、上野毛、九品仏、駒沢、瀬田、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見東、祖師谷、千歳台、上北沢
	区民集会所	池尻、三軒茶屋、弦巻、野沢、新代田、砧総合支所、希望丘、祖師谷、寺町通り
	その他高齢者施設	健康増進・交流施設（せたがや がやがや館）
	小学校	池尻2丁目体育館
	中学校	喜多見
<b>演劇・読み合わせ</b> ※読み合わせ練習、立ち回り練習を含む。施設によっては、上履きが必要となります。	区民センター	桜丘、太子堂、弦巻、宮坂、代田、深沢、鎌田、粕谷、上北沢
	地区会館	池尻、上馬、経堂南、下馬、下馬南、花見堂、守山、奥沢東、上野毛、九品仏、駒沢、新町、玉堤、二子玉川、宇奈根、大蔵、岡本、喜多見東、砧、祖師谷、千歳台、上祖師谷
	区民集会所	三軒茶屋、弦巻、野沢、下北沢、新代田、松沢、上野毛、用賀、鎌田、希望丘、祖師谷、山野
	敬老会館	北烏山東
	小学校	松沢

# 5 集会施設マップ

区民センター	1	桜丘区民センター	60	喜多見東地区会館
	2	太子堂区民センター	61	砧地区会館
	3	弦巻区民センター	62	祖師谷地区会館
	4	宮坂区民センター	63	千歳台地区会館
	5	代田区民センター	64	船橋地区会館
	6	奥沢区民センター	65	上北沢地区会館
	7	玉川台区民センター	66	上祖師谷地区会館
	8	深沢区民センター	67	北烏山地区会館
	9	鎌田区民センター	68	給田地区会館
	10	粕谷区民センター	71	池尻区民集会所
	11	上北沢区民センター	72	三軒茶屋区民集会所
	12	烏山区民センター	73	下馬区民集会所
地区会館	21	池尻地区会館	74	弦巻区民集会所
	22	上馬地区会館	75	野沢区民集会所
	23	経堂地区会館	76	丸山区民集会所
	24	経堂地区会館別館	77	荏林区民集会所
	25	経堂南地区会館	78	大原区民集会所
	26	下馬地区会館	79	北沢区民集会所
	27	下馬南地区会館	80	北沢南区民集会所
	28	世田谷地区会館	81	下北沢区民集会所
	29	中里地区会館	82	新代田区民集会所
	30	野沢地区会館	83	羽根木区民集会所
	31	三宿地区会館	84	松沢区民集会所
	32	梅丘地区会館	85	六所橋区民集会所
	33	北沢地区会館	86	上野毛区民集会所
	34	桜上水南地区会館	87	桜新町区民集会所
	35	代沢地区会館	88	中町区民集会所
	36	代沢東地区会館	89	野毛区民集会所
	37	代田地区会館	91	用賀区民集会所
	38	花見堂地区会館	92	鎌田区民集会所
	39	松原地区会館	93	所砧総合支所区民集会所（砧総合支所内）
	40	守山地区会館	94	希望丘区民集会所
	41	奥沢地区会館	95	祖師谷区民集会所
	42	奥沢東地区会館	96	山野区民集会所
	43	尾山台地区会館	97	上祖師谷一丁目区民集会所
	44	上野毛地区会館	98	寺町通り区民集会所
	45	九品仏地区会館	99	八幡山区民集会所
	46	駒沢地区会館	100	南烏山区民集会所
	47	新町地区会館	111	松原西ふれあいの家
	48	瀬田地区会館	112	中町ふれあいの家
	49	玉堤地区会館	113	成城ふれあいの家
	50	等々力地区会館	114	南烏山ふれあいの家
	51	東玉川地区会館	115	北烏山東教会館
	52	深沢地区会館	116	上馬高齢者集会所
	53	二子玉川地区会館	117	桜高齢者集会所
	54	二子玉川地区会館別館	118	健康増進・交流施設(せたがや がやがや館)
	55	用賀地区会館	121	世田谷文化生活情報センター
	56	宇奈根地区会館		
	57	大蔵地区会館		
	58	岡本地区会館		
	59	喜多見地区会館		

◎● 利用者端末機設置



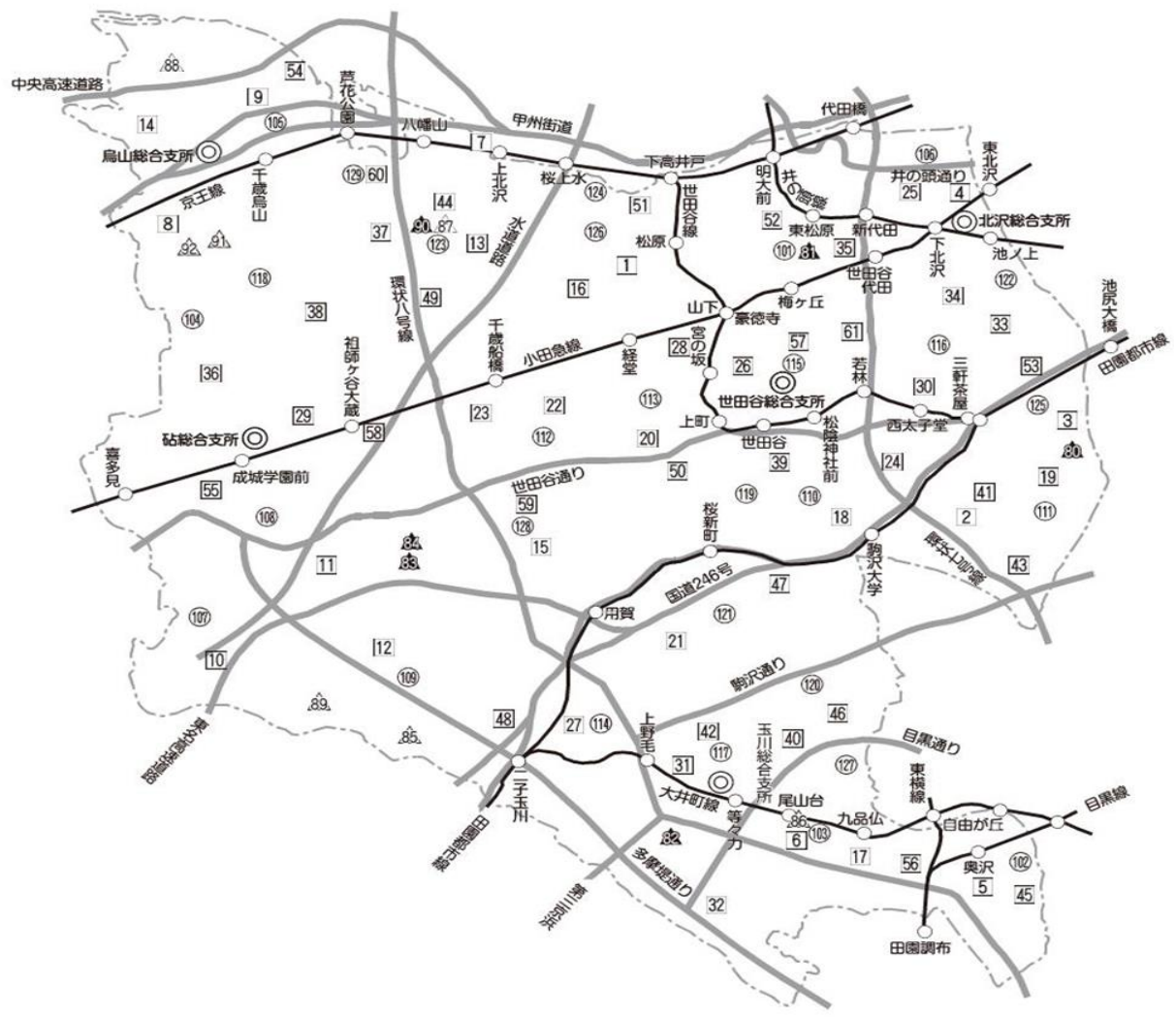
※令和6年4月現在の内容です。

# 6 公園、スポーツ、学校開放施設マップ

小学校	1 赤堤小学校
	2 旭小学校
	3 池尻小学校
	池尻2丁目体育館
	4 池之上小学校
	5 奥沢小学校
	6 尾山台小学校
	7 上北沢小学校
	8 烏山小学校
	9 烏山北小学校
	10 喜多見小学校
	11 砧小学校
	12 砧南小学校
	13 希望丘小学校
	14 給田小学校
	15 京西小学校
	16 経堂小学校
	17 九品仏小学校
	18 駒沢小学校
	19 駒ヶ丘小学校
	20 桜小学校
	21 桜町小学校
	22 桜丘小学校
	23 笹原小学校
	24 三軒茶屋小学校
25 下北沢小学校	
26 城山小学校	
27 瀬田小学校	
28 世田谷小学校	
29 祖師谷小学校	
30 太子堂小学校	
31 玉川小学校	
32 玉堤小学校	
33 多聞小学校	
34 代沢小学校	
35 代田小学校	
36 千歳小学校	
37 千歳台小学校	
38 塚戸小学校	
39 弦巻小学校	
40 等々力小学校	
41 中里小学校	
42 中町小学校	
43 中丸小学校	
44 八幡山小学校	
八幡山小地域体育館	
45 東玉川小学校	
46 東深沢小学校	
47 深沢小学校	
48 二子玉川小学校	
49 船橋小学校	
50 松丘小学校	
51 松沢小学校	
52 松原小学校	

小学校	53 三宿小学校
	54 武蔵丘小学校
	55 明正小学校
	56 八幡小学校
	57 山崎小学校
	58 山野小学校
	59 用賀小学校
	60 芦花小学校
	61 若林小学校
	62 若林小学校
中学校	101 梅丘中学校
	102 奥沢中学校
	103 尾山台中学校
	104 上祖師谷中学校
	105 烏山中学校
	106 北沢中学校
	107 喜多見中学校
	108 砧中学校
	109 砧南中学校
	110 駒沢中学校
	111 駒留中学校
	112 桜丘中学校
	113 桜木中学校
	114 瀬田中学校
	115 世田谷中学校
	116 太子堂中学校
	117 玉川中学校
	118 千歳中学校
	119 弦巻中学校
120 東深沢中学校	
121 深沢中学校	
122 富士中学校	
123 船橋希望中学校	
124 松沢中学校	
125 三宿中学校	
126 緑丘中学校	
127 八幡中学校	
128 用賀中学校	
129 芦花中学校	
公園、スポーツ施設	80 世田谷公園
	81 羽根木公園
	82 玉川野毛町公園
	83 総合運動場
	84 大蔵第二運動場
	85 二子玉川緑地運動場
	86 尾山台地域体育館
	87 希望丘地域体育館
	88 北烏山地区体育室
	89 リコー砧総合運動場
	90 千歳温水プール
	91 J&Sフィールド
	92 第一生命相模園テニスコート

□小学校 ○中学校 △公園/スポーツ施設  
 (◎▲は利用者端末機設置施設)



※令和6年4月現在の内容です。

## 7 利用者登録や施設利用にあたって

世田谷区では、「世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例」に基づき、次のとおりの基準を設けています。

### ■世田谷区公共施設を不適切に利用する団体への利用制限に関する基準

第1 区長は、次に掲げる場合は利用者登録を行わないものとする。(条例第3条第2項)

(1) 営利を目的とするとき。

【事例】

- 商品説明会や商品販売、営業会議など、企業活動を目的とする施設利用
- 団体運営費(施設使用料・講師謝礼を含む)として、社会通念上の許容を超える入会金・月会費・参加費等を徴収し、その収入を代表者等の生計費としているとき
- 施設使用の権利を転売する場合
- 使用の権利を譲渡又は転貸し、インターネット等で不特定多数の参加者を集めて施設を利用し、社会通念上の許容を超える参加費等を徴収するなど、特定人にその収益を帰属させる場合

(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。

【事例】

- 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の規定による処分を受けている団体等の集団的活動

(3) 施設の利用の目的又は内容が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

【事例】

- 暴力団としての集団的活動

(4) 施設利用者の利便性の向上又は施設利用の拡大を損なうと認められるとき。

【事例】

- 本来は1つである団体を複数の団体として登録し、複数の利用者番号を持つ場合
- 提出された構成員名簿の、「氏名」及び「住所」の組合せで、複数団体間の名簿を照合したとき、同じ組合せを同一人と見なす場合で、一方の団体の構成員の半数以上が他の団体構成員と同一人である場合(いわゆる「重複登録」という)
- 第2の「利用者登録の取消し」に関する規定に該当し、取り消しを受けた団体と同一の代表者等が、取り消し理由を改善することなく、新規の登録申請をした場合

第2 区長は、次に掲げる場合は利用者登録を取り消すことができる。(条例第5条第1項)

(1) 申請書の内容に虚偽があったとき。

- 団体名
- 申請者の氏名
- 代表者の住所、氏名、生年月日及び電話番号
- 団体の連絡者、構成員の住所及び氏名

- ・団体の活動内容
- ・前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた事項

(2) 第1の「利用者登録を行わない」規定に該当するに至ったとき。

(3) 利用者登録をした者が、次の規定に該当するに至ったとき。

- ・当日無断キャンセルを繰り返した場合
- ・施設予約の内容に虚偽がある場合
- ・団体登録の変更手続を放置した場合
- ・指定された利用目的以外で施設利用をした場合
- ・区が使用を承認した施設以外の施設を使用した場合
- ・代表者等への郵便物が返戻され、電話等による連絡も不能な場合
- ・施設管理者の許可なく施設に特別の設備をし、又は変化を加えた場合
- ・施設使用后、原状回復(簡易な清掃、後片付け、ごみの持ち帰り)をせず、又は、使用した火気・電気・ガスなどの点検を怠った場合
- ・施設設備を破損し、施設管理者への報告を怠った場合
- ・飲酒・飲食(料理講習での使用が認められている室内での試食の他、施設利用において飲食が認められている場合を除く)・喫煙を伴う施設の利用をした場合
- ・施設の使用記録簿への記入を怠り、改善が認められない場合
- ・施設管理者(警備員等の係員も含む)の指示に従わない場合
- ・使用料を期日までに納付せず、督促、催告にも応じない場合
- ・上記以外に不正な手段により施設を使用した場合
- ・その他、区長が必要と認めた場合

(4) 利用者登録をした者が、各条例に違反して使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

第3 区長は、前記(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、抽選の申込み申請及び、施設の予約申請の受付を停止することができる。(条例第5条第2項)

附則

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年2月1日から施行する。



# 8 けやきネット申請書の記入例

次の記入例と申請書に記載の留意事項を確認し、ご記入ください。  
テニスグループは2～4人、一般団体は5人以上必要です。

## 世田谷区公共施設利用案内システム「けやきネット」利用者登録申請書

世田谷区長・世田谷区教育委員会 へ

私は、「世田谷区公共施設利用案内システム利用  
「世田谷区公共施設利用案内システム（けやきネッ  
区民施設使用料及び施設利用料金の支払義務者にな

**記入例**

本登録の代表者として、  
施設利用のルール等を遵守するとともに、  
おり団体登録の申請をします。

### <登録にあたっての留意事項>

- 施設を利用する構成員を全員記入してください。
- 同一団体による複数の登録はできません。
- 新規登録または代表者の交代や住所変更の場合は、代表者の本人確認資料(コピー可)が必要です。
- 新規登録時に1,500円の新規登録料をいただきます。
- 登録有効期限は2年間とし、2年ごとに1,000円の更新料をいただきます。
- 更新は自動更新ではありません。継続してご利用いただく場合は更新手続きが必要になります。
- 使用料のお支払いは「口座振替」または「コンビニ払い」のいずれかとなります。
- 口座振替の場合は口座振替依頼書の提出が必要になります。

### <施設利用にあたっての留意事項>

- 営利行為は行わない。 ●予約の譲渡や転貸はしない。 ●不特定多数では利用しない。
- 施設利用のルールに違反した場合には、利用者登録の取消し等をする場合があります。

上記の留意事項について内容を確認しました。(✓確認後チェックしてください)

申請日	令和 * 年 * 月 * 日	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 廃止	団体区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般団体 (5人以上)	<input type="checkbox"/> テニスグループ (2~4人)
申請者氏名	世田谷 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 連絡者 <input type="checkbox"/> 構成員 <input type="checkbox"/> その他 ( )	申請者連絡先	***-***-***	
団体名ふりがな	せたがやのかい				※団体名は30文字以内でご記入ください。
団体名	世田谷の会				
利用者ID	パスワード	*****	※新規の場合、利用者IDは空欄のままご提出してください。 ※パスワードは8~16文字の英数字をご記入ください。		
主な活動施設 (抽選申込施設)	〇〇地区会館		※「利用者登録のご案内」の施設一覧より1施設選択してください。 ※区内在住者団体は抽選申込施設をご記入ください。		
主な活動種目	会議、学習会、囲碁				
主な構成	<input type="checkbox"/> 1. 幼児 (及びその保護者) <input type="checkbox"/> 2. 小中学生 (及びその保護者) <input type="checkbox"/> 3. 学生 (高校生以上) <input type="checkbox"/> 4. ~30代 <input type="checkbox"/> 5. 40代~50代 <input type="checkbox"/> 6. 60代~ <input checked="" type="checkbox"/> 7. 特定の年齢層で構成されない				
構成人数	合計	5 人	※一般団体登録は構成員が5人以上、テニスグループ登録は2人以上4人以下です。		
〔登録・更新〕	<input checked="" type="checkbox"/> 新規登録	1,500円 (2年有効)	<input type="checkbox"/> 更新登録	1,000円 (2年有効)	

★は必須記入項目です ※郵送物を送付する構成員の送付先欄にチェックをしてください。チェックがない場合は代表者の方に送付します。

送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 送付先	※代表者は18歳以上で、原則区内在住の方を記入してください。				
★ふりがな	せたがや たろう					
★氏名	世田谷 太郎					
★住所	(〒 *** - ****)	★区分	<input checked="" type="checkbox"/> 在住	<input type="checkbox"/> 在勤	<input type="checkbox"/> 在学	<input type="checkbox"/> 区外
	世田谷区〇〇*-***-*					
★生年月日	昭和 * 年 * 月 * 日					
★電話番号1	( ** ) **** - ****	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 携帯	<input type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
電話番号2	( *** ) **** - ****	<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯	<input type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇.jp					
勤務先又は通学先の名称と所在地	(世田谷区内在住者ではない在勤、在学者はご記入ください。) 名称 所在地					

裏面の連絡者、構成員欄もご記入ください。

職員処理欄	利用者ID		取次所管押印欄	登録所管押印欄	SC押印欄
	団体種別	<input type="checkbox"/> 在住者 <input type="checkbox"/> 在勤者 <input type="checkbox"/> 在学者			
	口座依頼書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 後日			
	代表者確認	<input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 他 ( )			
	備考				

2 (連絡者)	送付先	<input type="checkbox"/> 送付先	※連絡者は代表者以外の方を記入してください。		
	★ふりがな	しながわ はなこ			
	★氏名	品川 花子			
	★住所	( 〒 *** - **** )	★区分	<input type="checkbox"/> 在住	<input checked="" type="checkbox"/> 在勤
		<input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 区外			
		品川区〇〇* - ** - *			
	生年月日	年 月 日			
	★電話番号1	( *** ) **** - ****	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )		
電話番号2	( ) -	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )			
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇〇.〇〇〇.jp		※メールアドレスを登録すると抽選・予約申込の連絡や、施設からの連絡をメールで受け取ることができます。		
勤務先又は通学先の名称と所在地	(世田谷区内在住者ではない在勤、在学者はご記入ください。) 名称 株式会社 世田谷 所在地 世田谷区〇〇* - ** - *				
3	送付先	<input type="checkbox"/> 送付先			
	★ふりがな	せたがや いちろう			
	★氏名	世田谷 一郎			
	★住所	( 〒 *** - **** )	★区分	<input checked="" type="checkbox"/> 在住	<input type="checkbox"/> 在勤
		<input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 区外			
		世田谷区〇〇* - ** - *			
	生年月日	年 月 日			
	電話番号1	( ) -	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )		
電話番号2	( ) -	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )			
メールアドレス					
勤務先又は通学先の名称と所在地	(世田谷区内在住者ではない在勤、在学者はご記入ください。) 名称 所在地				
4	送付先	<input type="checkbox"/> 送付先			
	★ふりがな	せたがや じろう			
	★氏名	世田谷 二郎			
	★住所	( 〒 *** - **** )	★区分	<input checked="" type="checkbox"/> 在住	<input type="checkbox"/> 在勤
		<input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 区外			
		世田谷区〇〇* - ** - *			
	生年月日	年 月 日			
	電話番号1	( ) -	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )		
電話番号2	( ) -	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )			
メールアドレス					
勤務先又は通学先の名称と所在地	(世田谷区内在住者ではない在勤、在学者はご記入ください。) 名称 所在地				
5	送付先	<input type="checkbox"/> 送付先			
	★ふりがな	めぐろ さぶろう			
	★氏名	目黒 三郎			
	★住所	( 〒 *** - **** )	★区分	<input type="checkbox"/> 在住	<input type="checkbox"/> 在勤
		<input type="checkbox"/> 在学 <input checked="" type="checkbox"/> 区外			
		目黒区〇〇* - ** - *			
	生年月日	年 月 日			
	電話番号1	( ) -	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )		
電話番号2	( ) -	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他( )			
メールアドレス					
勤務先又は通学先の名称と所在地	(世田谷区内在住者ではない在勤、在学者はご記入ください。) 名称 所在地				



本人確認資料送付用台紙

申請日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 廃止	団体区分	<input type="checkbox"/> 一般団体 (5人以上)	<input type="checkbox"/> テニスグループ (2~4人)
申請者氏名	<input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 連絡者 <input type="checkbox"/> 構成員 <input type="checkbox"/> その他 ( )		申請者連絡先		
団体名ふりがな					※団体名は30文字以内でご記入ください。
団体名					
利用者ID	※新規登録の場合（電子申請を除く）、または利用者IDが不明の場合は空欄のままご提出ください。				
		取次所管押印欄	登録所管押印欄	SC押印欄	



世田谷区公共施設利用案内システム

**けやきネット** 利用者登録のご案内（第18版）

令和6年3月 発行

編集・発行 世田谷区 地域行政部地域行政課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

電話 03-5432-2251 FAX 03-5432-3068

この冊子は再生紙を使用しています

施設についてのお問い合わせ先一覧

施設	窓口	所在地 電話番号
区民センター 地区会館 区民集会所	世田谷総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	世田谷4-22-33 ☎5432-2835
	北沢総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	北沢2-8-18 ☎5478-8045
	玉川総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	等々力3-4-1 ☎3702-1636
	砧総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	成城6-2-1 ☎3482-2001
	烏山総合支所 地域振興課 生涯学習・施設	南烏山6-22-14 ☎3326-9376
ふれあいの家、敬老会館 高齢者集会所	市民活動推進課	松原6-3-5 ☎6304-3176
健康増進・交流施設 (せたがや がやがや館)	現地管理事務所	池尻2-3-11 ☎6450-7908
世田谷文化生活 情報センター	(公財) せたがや文化財団・生 活工房	太子堂4-1-1 ☎5432-1543
世田谷公園	世田谷公園有料施設窓口	池尻1-5-27 ☎3412-0432
羽根木公園	羽根木公園有料施設窓口	代田4-38-52 ☎3322-0415
玉川野毛町公園	玉川野毛町公園有料施設窓口	野毛1-25-1 ☎3704-4928
小学校、中学校 リコー砧総合運動場	(公財) 世田谷区スポーツ振興 財団 ※小・中学校は内容により各小・中学校をご案内 します。	大蔵4-6-1 ☎3417-2829
総合運動場	現地管理事務所	大蔵4-6-1 体育館等 ☎3417-4276 プール ☎3417-0017
大蔵第二運動場	現地管理事務所	大蔵4-7-1 ☎3416-1212
二子玉川緑地運動場	現地管理事務所	鎌田1-3-5 ☎3709-3104
千歳温水プール	現地管理事務所	船橋7-9-1 ☎3789-3911
尾山台地域体育館	現地管理事務所	尾山台3-19-3 ☎3705-3344
北烏山地区体育室	現地管理事務所	北烏山8-1-6先 ☎5384-6664
希望丘地域体育館	現地管理事務所	船橋6-25-1 ☎6304-6750
J & S フィールド 第一生命相楽園テニスコート	現地管理事務所	給田1-3-42 ☎070-1319-2810